

防災学習アクションプラン策定支援及び県防災学習館改修検討プロジェクト 業務委託基本仕様書

第 1 章 総則

1 適用

本仕様書は、令和 7 年度において山形県が発注する「防災学習アクションプラン策定支援及び県防災学習館改修検討プロジェクト業務」に関する業務に適用する。

2 委託業務の趣旨

能登半島地震や本県における昨年 7 月の大雨等の教訓・課題を踏まえ、地域の方々が自ら学ぶ「防災学習」を推進し、自助・共助に向けた県民の防災意識の向上を図り、個々人の実践につなげていくため、学びの指針となる「地域における防災学習アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」を令和 7 年度に策定する予定である。

また、この中で、学習環境整備の一環として、県防災学習館の機能強化（豪雨災害等の具体的な災害をイメージし実感できるデジタル技術の活用等）及び老朽化に伴うリニューアルについても検討する。

この度の業務委託は、アクションプランを策定するにあたり、その基礎資料とするための基礎調査や、令和 6 年度「地域における防災教育のあり方検討ワーキンググループ（以下、WG という。）」での議論を踏まえたアクションプラン策定支援を行うもの。また、県防災学習館のリニューアル基本計画（以下、「リニューアル基本計画」という。）に係る調査・検討を行うもの。

3 委託業務の着手

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに委託業務に着手しなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の着手にあたり、次の事項を記載した業務計画書を発注者に提出しなければならない。
 - ①業務実施方針
 - ②業務実施手法及び作業工程
 - ③その他、業務実施にあたり必要な事項

4 法令及び規則等の遵守

本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び規則等の定めるところに従うものとする。

- ①山形県財務規則及び関係条例
- ②労働関係法令
- ③その他関係法令及び諸規則

5 諸手続き及び費用負担

- (1) 受注者は、委託業務の実施にあたり必要な官公署等に対する手続きを行い、その結果を県に報告しなければならない。

- (2) 業務上必要なすべての資材、工具、消耗品等は、受注者にて準備しなければならない。
- (3) 上記（1）及び（2）に伴う費用は、受注者の負担とする。

6 業務の状況に関する資料の提供

- (1) 受注者は、業務完了以前であっても、発注者が求めた場合には、業務の進捗状況、暫定結果等に関する資料等を提出しなければならない。
- (2) 上記（1）に伴う費用は、受注者の負担とする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法及び作業工程等について発注者と協議しながら進めることとする。
- (2) 上記（1）に伴う費用は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、本業務による成果品に係る著作権、二次利用等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (5) 本業務による成果品の著作権は成果品の引渡しが行われたときに、受注者から発注者に移転するものとし、発注者は当該成果品の内容を自由に公表・利用することができるものとする。なお、詳細については、契約書本文にて定めるものとする。
- (6) 本仕様書の規定により電子媒体により提出する成果物及びすべての資料等は、発注者の職員が業務において通常使用するパソコンで動作・閲覧が可能なものとする。
- (7) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。

第2章 業務内容

1 委託業務の内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。なお、提案内容については、「第1章2 委託業務の趣旨」を考慮したものとし、業務実施方針、業務内容、業務の実施手法及び作業工程、その他、業務実施にあたり必要な事項について、具体的に提案すること。

(1) 基礎調査業務

各市町村における防災学習に関する取組状況、課題、必要な対策、県防災学習館に対するニーズ等について、県内全市町村（防災担当部局、教育委員会）へアンケート調査を実施し、第1回山形県防災学習検討委員会（仮称）までにその結果をとりまと

め、分析を行うこと。

(2) 山形県防災学習検討委員会（仮称。以下「委員会」という。）支援業務

委員会提出資料作成、委員会への出席、議事録作成、まとめ作成等の業務を行うこと（委員会は年2回程度開催予定）。

(3) 地域における防災学習アクションプラン（案）の策定支援

- ①令和6年度WGから導かれる地域防災学習のあり方の方向性の検証を行うこと。
- ②令和6年度WGの議論、上記（1）の基礎調査及び委員会の議論を踏まえてアクションプラン（案）をまとめること。また、本文及び概要版の作成支援・印刷を行うこと。

(4) 県防災学習館リニューアル基本計画（案）の策定

- ①県防災学習館の現状を整理すること。
- ②他県類似施設の事業状況を調査・把握すること。
 - ア 事業実施手法、運営体制、関連費用等の把握
 - イ 近隣類似施設との連携や多様な主体との連携等に係る先進事例調査
- ③リニューアル基本計画（案）策定に関して、令和6年度WGの議論、上記（1）の基礎調査及び委員会の議論の方向性を踏まえて、県防災学習館のリニューアル方針（使命(社会的存在意義)、目指す姿、役割、機能)、必要な機能、展示内容、施設改修内容、事業実施の方向性、管理運営計画、概算事業費とスケジュールなど各種検討を行うこと。なお、第1回委員会での検討等のために、中間案（概算費用含む）を作成すること。
- ④概算費用（開館までの段階別費用、維持管理費（管理費、人件費、事業費）、大規模修繕費 等）を算出すること。
- ⑤委員会の議論及び上記③の検討を基にリニューアル基本計画（案）を策定する。また、本文及び概要版の作成・印刷を行うこと。

(5) 本業務の作業工程の作成

調査結果及びリニューアル基本計画中間案については、令和7年度に開催を予定している委員会資料としても活用を予定していることから、下記スケジュールを参考に、業務の作業工程を提案すること。

なお、下記スケジュールは今後変更となる可能性がある。

《令和7年度委員会スケジュール（予定）》

	令和7年							令和8年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会					委員会提出資料検討	第1回開催			第2回開催	

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 成果品

(1) 受注者は次に掲げる成果品を提出すること。

①業務報告書	2部
②基礎調査報告書	2部
③アクションプラン（案）	50部
④アクションプラン（案）の概要版	200部
⑤他県類似施設事業状況調査報告書	2部
⑥リニューアル基本計画中間案	2部
⑦リニューアル基本計画（案）	30部
⑧リニューアル基本計画（案）の概要版	50部
⑨上記に係る電子データ（DVD等）	一式

※ 個別の提出期限については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(2) 上記のほか、必要なものについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4 成果品の審査

受注者は、発注者の審査を受けなければならない。その結果、修正を指示された事項については、発注者と協議の上、速やかにこれを処理しなければならない。

5 参考資料

本業務にあたっては、次の資料等を参考にすること。

- (1) 山形県防災学習館ホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/027007/bosai/kochibou/bousaijouhou/kyouikukeihatsu/gakusyuuukann.html>)
- (2) 令和6年度WGのまとめ【参加申込書受付後に提供】
- (3) 山形県防災学習館の平面図（設計時点）【参加申込書受付後に提供】